

地域開発と国策

ーイベント行政と県営電力の関係史から考える

2026年2月24日地方行政研究会

(第600回)

東京大学

齋藤誠

はじめに一問題関心

1 自治体の経済活動関与

種々の活動 各種直営事業からネーミングライツまで

財源調達には租税が基本のはず。しかし、他方でインフラ整備・社会資本供給（生存配慮、サービス行政・・・）についての自治体の責務・権限

齋藤①②

2 地域におけるエネルギー政策のあり方

再生可能エネルギーの諸問題 齋藤③④

地産地消電力・地域新電力と自治体の関与

稲垣憲治『地域新電力ー脱炭素で稼ぐまちをつくる方法ー』

2022年

→公営発電所の存在

3 自治・分権における戦前・戦後の連続面と不連続面

齋藤⑤⑥

I 戦前のイベント行政と府県・市町村の立ち位置

ー古川隆久著『皇紀・万博・オリンピックー皇室ブランドと経済発展』
再読から（齋藤・資料参照）

2020年（『読みなおす日本史シリーズ』）

原著は、1998年（中公新書）

古川氏の論考から

『戦時議会』（2001年）『昭和戦中期の議会と行政』（2005年）など、

一般読者向けの本としては、『昭和天皇』（2011年、中公新書）
『建国神話の社会史—史実と虚偽の境界』（2020年、中公選書）
『「昭和天皇拝謁記」を読む』（共著、岩波書店）（2024年）

1) 皇紀の法制化

1872年（明治5年）11月15日

「太陽暦御頒行神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト定メラルニ付十一月二十五日御祭典」（明治5年太政官布告第三百四十二号）

明治5年12月3日＝明治6年1月1日＝紀元2533年となった

西暦1940年＝紀元2600年、2040年＝紀元2700年

* 現在も閏年の設定（置閏法）には皇紀が用いられている

「閏年ニ関スル件」（明治31年勅令第90号）→昭和22年法律72号

** 一世一元の元号

旧皇室典範（明治22年）12条「明治元年ノ定制ニヨル」→登極令（明治42年）2条→元号法（昭和54年）

*** 天皇歴代の数え方

皇統譜令（大正15年皇室令6号）41条→現皇統譜令（昭和22年政令1号）

2) 記念プロジェクトの開始と展開

明治23年（紀元2550年）

橿原神宮創建・金鵄勲章創定

* 大亜細亜博覧会→日本大博覧会 財政難によりいずれも中止

昭和15年（紀元2600年）に向けて

万博など「六大事業」+オリンピック招致

特徴 国策としては経済指向、特に恐慌対策・国際収支改善
地域における経済・開発指向と連結

＊＊ 当時の他の「外客誘致」政策 「国際観光局」設置、国立公園法制定、国の補助による外国人向けホテル建設（琵琶湖ホテル、上高地ホテルなど）

3) 日中戦争（1937年7月～）による転換

①万博延期、オリンピック招致中止

もともと、戦争と外客誘致は従来から併存していたが。
直接の原因は、アメリカの不況による日本の繊維輸出不振
→「物動計画」の改定 軍需の優先

*名古屋汎太平洋平和博覧会 1937年3～5月

入場者480万人余り

やはり開発志向の一環（運河・埋立地の利用、国際空港構想
etc.）

②他のプロジェクトも経済指向から、「国民精神総動員」（精動） 手段への転化

奉仕・動員による施設整備 新聞社が協賛
橿原神宮拡張、皇居外苑整備から各地の学校・神社・道路整備まで

II 宮崎県の事例ー地域開発への記念事業活用

1) 小丸川（おまるがわ）流域での水力発電所建設

他の事業 宮崎神宮拡張整備、「八紘之基柱」の建設

2) 「異例の」事業推進者としての相川勝六知事（37～39年）

内務省警保局系、後に厚生大臣（小磯内閣）、戦後は衆議院議員8期

電源開発と平行して、各種工業誘致（日本パルプ工業（日南）など）

III 水力発電の導入・展開と電力国営化

後藤新平の事績から（斎藤・資料参照）

・水力発電の適地調査と電気事業法の成立 第二次桂内閣（1908～11）時の逋信大臣として。

・1929年に国営化を提唱 国民の生活基調安泰と恒久的財源確保

実際の国営化の文脈から

大正末期（1920年代）以降、次第に国営化が各所で提唱される
貴族院公正会、二大政党・・・ 民間電力競争の弊害、
後藤の提言もこの潮流の中のものか

↓

生産力拡充・経済統制（国家管理）、戦時体制として
・日滿財政経済研究会（1935～）
電力、一部航空機製作、兵器製作等は、「国営」

岡田内閣（内閣審議会、頼母木委員）→→→近衛内閣

IV 現在の宮崎県水力発電事業

以下は、宮崎県企業局 HP 「電気事業の概要」から抜粋
＜本県では、大正7年12月の県議会において水力発電事業経営の建議がなされて以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題として位置づけ、水力開発を進めてまいりました。

昭和13年に小丸川河水統制事業の一環として、県営電気事業が発足し、戦後は河川総合開発事業の中で水力開発を行い、これまで小丸川、綾川、三財川、大淀川、祝子川の5つの河川で6つの河川総合開発事業が完了しています。河川総合開発事業は、本来、河川管理者の所掌に属する事業ですが、電気事業者である企業局が受託して多目的ダム（県土整備部管理）の建設を進めてきたもので、電力の安定供給や下流都市町村の水害防止、かんがい用水確保による農業の振興など、地域の発展に大きく貢献しています。

現在、企業局が運営している14発電所の最大出力の合計は、15万9,399キロワットで、全国公営電気事業者の中で、水力発電においては第3位の規模となっております。

また、平成18年度からは企業局の発電事業に係るダムの上流域を対象として、未植栽地等を水源かん養機能の高い森林として整備し、安定的な電力の供給に資する「緑のダム造成事業」を実施しているほか、太陽光発電設備（4か所、合計189.5kW）やマイクロ水力発電（祝子第二発電所、綾北ダム発電設備）など、環境に優しい再生可能エネルギーの導入にも積極的に取り組むとともに、市町村への小水力発電導入支援も行なっています。＞

*近時の発電実績では、県営水力発電において、群馬、岩手、秋田、山梨に次いで5番目（総務省HP 公営企業年鑑より）

** 公営水力の発電割合は、7.7パーセント（同上）

・令和7・7・10 宮崎県企業局と株式会社DK-Power（本社：大阪府）が、県内の小水力発電導入の促進等（市町村支援等）を目的として、連携協定を締結。都道府県の公営電気事業者と民間企業の、小水力発電導入連携協定の締結は「全国初」

・小丸川水系の水力発電所

川原発電所 昭和15年 21,600KWh

石河内第二 昭和18年 18,000

これらは、日本発送電株式会社への出資を経て九州電力所有

石河内第一 発電開始は昭和25年 22,200 県営

渡川 同 昭和30年 12,000 県営

小丸川 建設中 1,200,000 九州電力

V 県営発電事業の経緯

以下は主に『宮崎県経済史』（1954、[県設置80年を記念]）

『宮崎県政八十年史上・下』（1967、[県再設置・明治16年からカウント]）、

『宮崎県の百年（県民100年史45）』（1992）による

明治31年 私企業による水力発電開始

大正初期 第一次大戦の好景気で参入相次ぐ、水利権の獲得競争

7年 県議会で県営発電所建設の建議 財源調達・県民負担の軽減

9年 私電力事業者に対する「県外送電反対運動」が起こる

12年 県内需要優先、「報償」としての県外送電についての「公納金」納付決議

当時県外送電が80パーセント

他方で、大正10年～県営川南原（かわみなみばる）開田給水事業

↓

2600年記念運動としての展開 「祖国日向」

昭和13年 「祖国振興隊」の発足など

一環としての小丸川県営電気事業＋川南原国営開墾事業

- ・用水路は県営発電所送水路を共有
 - ・耕地を県が購入開発
 - ・自作農を創設（「日華事変の帰農者を招致」）
 - ・発電所工事の財源は県債（利子四分五厘、昭和44年までに償還予定）
- （上記発電所中、第一と渡川はその後資材不足で中止、戦後に再開）

「県産業統制踏出しの一步」「二千六百年記念事業としてなされたところに、その産業的意義がある」「総合開発計画の先駆」
（宮崎県経済史612頁）

むすびにかえて

*記念プロジェクト・イベントの実像

- 1 経済・開発志向が官・民ともに顕著、特に1930年代は国際収支改善・外客誘致
- 2 1において、国の財政への負のハレーションは抑止する官側のベクトル（万博の懸賞金付き入場券が典型）
- 3 国民統合・国民動員－1930年代においては、後から官側が「精動」とのリンクを図った

1と3の併存（古川著は、「政府と一般国民とは・・・同床異夢の状態」と表現。208頁）

**地方・地域の立ち位置は、やはり1が中心で（観光客誘致、未利用埋立地の利用etc.）3も1に活かそうとした

***県営発電所の今後

総合「開発」、右肩上がりの時代の終焉
技術の継承、市町村支援にあたっても。
県における現業の意義

資料 斎藤「電力経営主体に関する史的覚書－国営化と地域振興」日本エネルギー法研究所季報288号、2025年7月、1～4頁

筆者の関連文献（先行研究など参考文献は、資料および以下の文献注を参照）

- ①「地方公共団体の経済活動への関与 - その許容性と限界」高木光他編『行政法学の未来に向けて〔阿部泰隆先生古稀記念〕2012年、175～203頁
- ②「国家の経済活動関与と租税国家—近代日本からの考察一斑」増井良啓他編『市場・国家と法（中里実先生古稀祝賀論文集）』2024年8月、627～654頁
- ③「再生エネルギーと税による誘導—序論的考察」日本エネルギー法研究所研究班報告書 No. 145、2020年、全25頁、同研究所HPにも掲載
- ④「太陽光発電に関する行政紛争の諸相—行政苦情救済事案からの若干の考察—」日本エネルギー法研究所報告書 No. 152『再生可能エネルギーの導入拡大の法的論点の検討』2023年5月 全22頁、同研究所HPにも掲載
- ⑤「地方自治における標準と標準化—法的・政策的位置付けの史的計測（上）（下）」地方自治903号、2023年2月、2～16頁、904号、2023年3月、2～26頁
- ⑥「機関委任事務の廃止」行政法研究60号（特集 地方分権改革の検証と課題）、2025年4月、11～36頁